

山形県道路舗装長寿命化修繕計画更新業務委託 公募要領

1 目的

この要領は、「山形県道路舗装長寿命化修繕計画更新業務委託」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称 山形県道路舗装長寿命化修繕計画更新業務委託

(2) 業務の内容

山形県では約 2,900km の舗設路線の維持管理を行っている。舗装点検において、路面性状調査により MCI 値を取得しているが、MCI 値と実際の維持管理における劣化状況の判断が一致せず、有効に活用できていない。また、MCI 値では最適な修繕工法の判断にはつながらず、修繕後に早期再劣化を引き起こした事例も見られる。このような状況を踏まえ、下記業務を行うものとする。

①山形県の舗装に関する現状把握

H16 年度から実施している舗装点検の実績や過去の修繕履歴等から、山形県の舗装点検及び維持管理、修繕の課題を整理する。

②新たな道路舗装点検手法の検討

舗装の課題を解決するために有効と考えられる点検技術を整理する。また、整理した技術が山形県の地域特性等に対して適切であるか判断するため、検証し最適なものを選別する。

③山形県舗装長寿命化修繕計画等の改定

①②の結果を踏まえ、山形県道路舗装長寿命化修繕計画及び山形県アスファルト舗装修繕に関するガイドラインの更新(点検頻度、点検手法、診断方法、管理基準等の見直し、見直しによるコスト縮減効果等の項目の追加)を行う。

(3) 委託の期間 契約の日から令和 6 年 12 月 27 日まで

(4) 提案上限額 10,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件をみたすことを条件とする。

(1) 山形県財務規則(昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。)第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者(建設コンサルタント業務の道路部門の登録を受けているものに限る。)であること。

(2) 山形県内に本店又は営業所(名簿に登載された本店の所在地又は受任者の所在地にある営業所)を有すること。

(3) 建設部門(道路)に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者(建設コ

ンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者) 2名以上を名簿に登録していること。

(4) 山形県から受注して令和5年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評
定点について、60点未満のものがないこと。

(5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと(更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

4 企画提案に対する評価基準等

(1) 評価は、山形県が設置する「山形県道路舗装長寿命化修繕計画更新業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において企画提案書の評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

(2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針・業務フロー・工程表

③特定テーマ

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書(様式1)

②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に 6 提出先及び問合わせ先に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和 6 年 4 月 15 日（月）17 時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和 6 年 4 月 19 日（金）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

（2）企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア企画提案書（様式 2）

イ見積書（算出根拠）

ウ上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みの CD-ROM、DVD-ROM 等）

※文書ファイル形式は Microsoft Office 形式とし、全て pdf 形式に変換したデータも提出すること。

②提出部数 ア～ウ 各 1 部

③提出方法 上記（1）に同じ

④提出期限 令和 6 年 5 月 10 日（金）17 時まで

（3）企画提案書の記載内容

以下の項目について、令和 6 年末に現行の「山形県道路舗装長寿命化修繕計画」を改定することを念頭に、記載するものとする。

《共通事項》

①配置予定技術者の経験及び能力（管理技術者、照査技術者）

※管理技術者、照査技術者についてはこれまで担当された舗装長寿命化修繕計画の策定、路面性状調査に係る業務実績（過去 3 年間）を記載するとともに、技術士等の資格を有する場合はその資格を証する書類の写しを提出すること。

②業務の実施方針、業務フロー、工程計画

③特定テーマ

- ・山形県の舗装の課題抽出において、どのような取組方針を考えているか。
- ・課題を解決するための点検手法の検討として、どのような取組方針を考えているか。

《その他》

- ・提案は全て企画提案書（様式 2）に記載すること。
- ・A 4 版片面印刷（多色仕上げ可）、フォントサイズは 11 ポイントを標準とする。②の業

務の実施方針、業務フロー、工程計画は、全体でA4版1枚以内とし、③の特定テーマは、テーマ毎にA4版1枚以内とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部道路保全課 道路メンテナンス・市町村道担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2608 FAX 023-630-2603

Mail:山形県掲載ホームページ一番下「この記事に対するお問い合わせ」のE-mail部分よりリンクを開いてください。

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書(様式3)を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】山形県道路舗装長寿命化修繕計画更新業務委託」として、6 提出先及び問合せ先まで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年4月19日(金)17時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、道路保全課から応募があった全社に対し電子メールにより回答する。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。

(3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

(4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。

(5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

(1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。

(4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討

のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和6年4月4日(木)
・参加申込書提出期限	令和6年4月15日(月)
・質問受付期限	令和6年4月19日(金)
・企画提案提出期限	令和6年5月10日(金)
・企画提案プレゼンテーション	令和6年5月中旬(別途通知)
・評価結果通知	令和6年5月下旬(別途通知)
・見積り合わせ	令和6年5月下旬
・契約予定日	令和6年5月下旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。